

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 24 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省

大臣官房

参事官（上下水道技術）付

課長補佐

水管理・国土保全局

下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

梅雨期及び台風期における防災体制の強化について

日頃より下水道行政の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。とりわけ近年は、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨など、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8 月 6 日からの大雨等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生しました。

これから、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図るべく、今般、国土交通省水管理・国土保全局長から都道府県知事あて「出水対策について」（別紙①：令和 8 年 4 月 22 日付け国水防第 18 号）が発出され、指定都市の長あて（別紙②：令和 8 年 4 月 22 日付け国水防第 19 号）（以下「局長通知」という。）が発出されたところです。

頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼がありました。

各下水道管理者においては、梅雨期及び台風期において、停電による下水道施設の機能停止や河川の氾濫及び土砂災害の発生により施設の浸水、管路の折損等につながるおそれがあることから、十分な留意をお願いいたします。関係機関等における周知徹底を図るため、局長通知を別紙①、②のとおり送付いたしますので、各下水道管理者におかれましては、内容を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応いただくよう、お願いします。

また、各都道府県においては、二次災害等に十分留意し、下水道施設の被害状況の確認や復旧作業等を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県におかれましては、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な対応を図るとともに、「都市浸水被害の報告様式の変更について」（令和 3 年 11 月 8 日付下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）及び「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告に

ついて」(令和4年9月16日付下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、速やかに国土交通省各地方整備局下水道担当あてに、御報告いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く)に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局

下水道事業課事業マネジメント推進室

小松 海里 komatsu-k2bt@mlit.go.jp

今井 隆太 imai-r86s3@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111 (内線 34236)

直通 03-5253-8431